

町立羽後病院 看護師 奨学生募集要項

将来羽後病院に看護師として勤務しようとする方に対して奨学資金を貸与します。

1. 応募資格

大学あるいは養成所又は学校(以下「養成所等」という。)の学生で、将来羽後病院に看護師として勤務しようとする方

2. 貸与金額

月額 5 万円

3. 貸付期間・方法

貸付期間 養成所等の最短就業年限

貸付方法 毎月、本人名義口座へ振込

4. 奨学生の選考

選考日に書類審査・作文・面接によって奨学金の貸付けを受ける方を決定します。

※町立羽後病院の職員として採用されるためには、改めて採用試験を受け、合格する必要があります。

5. 募集人数

1 名程度

6. 応募方法等

(1) 提出書類

① 奨学資金貸与申請書 ②推せん調書(学校長などによる)

③ 自己紹介書 ④戸籍記載事項証明書

※①の連帯保証人は2人とします。奨学金の償還の責任を負うことができる者で、原則それぞれ独立の生計を営む別世帯の者とし、1人は親権者等(法定代理人)としてください。

(2) 応募期間

令和 7 年 11 月 4 日 (火) ~ 令和 8 年 1 月 4 日 (日) (必着)

(3) 選考日及び選考内容

令和 8 年 2 月 14 日 (土)

作文と面接を行います。時間と場所は、応募書類受付後に通知します。

7. 選考結果発表

選考の結果は、後日郵送にて通知いたします。

8. 貸与決定後の手続き等

(1) 誓約書の提出

貸与決定通知を受けた方は、15日以内に誓約書を提出してください（奨学生本人と連帯保証人2名による記載が必要です。なお、そのうち1名分は親権者等（法定代理人）の記載が必要です。）。

(2) 契約書の作成

町長と奨学生本人・連帯保証人2人による契約書を作成します（銀行等の振込先口座番号と名義人、通帳写しを提出いただきます）。

(3) 借用証書の提出

本人と連帯保証人2人による借用証書をご提出いただきます。

9. 契約の解除など

次の場合は契約を解除します。

(1) 退学した時。

(2) 心身故障のため就学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

(3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。

(4) 貸与を辞退したとき。

(5) 死亡したとき。

(6) その他、貸与の目的を達成する見込がなくなったと認められるとき。

※奨学生が休学、停学の月は貸与しません。

※学業成績証明書を提出しない場合は貸与を一時保留することがあります（学業成績証明書は毎年4月15日までに提出する必要があります）。

10. 奨学資金返還となる場合

- (1) 9により契約解除したとき。
- (2) 学校を卒業した日から、2年以内に免許を取得しなかったとき。
- (3) 免許取得後町長が定めた期間内に羽後病院の職員に採用とならなかったとき。
- (4) 死亡又は羽後病院の職員でなくなったとき

11. 延滞利息

正当な理由なく、奨学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.6%の割合を乗じて計算した額が延滞利息となります。

12. 返還の免除

- (1) 奨学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上羽後病院の職員として引き続き在職したとき。貸与を受けた期間が1年半未満であるときは1年半以上在職したとき。
- (2) 在職中、公務上の理由により死亡したとき、又は公務に起因する心身の故障のため、職員として在職することができなくなったとき。
- (3) 死亡又は重度の心身障害により返還することができなくなったとき、又は職員として引き続き2年以上在職したときは全部又は一部を免除することができる。

13. 問い合わせ

羽後町立羽後病院 総務班 Tel 0183-62-1111(代) 内線604

※ 問い合わせ時間は、平日午前8時30分から午後5時までとなります。